

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年7月3日	株式会社奄美タクシー尼崎(法人番号2140001054649)代表者名島直久	兵庫県尼崎市御園1丁目18番	本社	兵庫県尼崎市御園1丁目18番	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第20条	令和6年1月17日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)	1	1
令和6年7月11日	大阪神鉄豊中タクシー株式会社(法人番号7120001059538)代表者下垣内則夫	大阪府大阪市淀川区野中南1丁目4番7号	豊中	大阪府豊中市箕輪2丁目1番16号	輸送施設の使用停止 (44日車)	道路運送法第13条	令和6年4月1日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	5	5
令和6年7月11日	ひまわりタクシー株式会社(法人番号4120001156536)代表者服部秀一	大阪府守口市八雲中町2丁目10番8号	本社	大阪府守口市八雲中町2丁目10番8号	輸送施設の使用停止 (40日車)	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	令和6年4月15日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)タクシー乗車禁止地区における乗車(タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項)	4	4
令和6年7月11日	株式会社ファミリア交通(法人番号5122001014326)代表者田中勝	大阪府東大阪市中野南2-25	本社	大阪府東大阪市中野南2-25	輸送施設の使用停止 (40日車)	道路運送法第13条	令和6年3月26日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	4	4
令和6年7月17日	彌榮自動車株式会社(法人番号7130001019111)代表者桑田佳幸	京都府京都市下京区中堂寺櫛笥町1番地	西五条営業センター	京都府京都市右京区西院六反田町10番地	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年7月24日	国際自動車大阪株式会社(法人番号8010401182296)代表者原龍介	東京都港区赤坂2丁目8番6号	大阪営業所	大阪府大阪市西淀川区中島2丁目6-63号	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第20条	令和4年9月16日、区域拡大を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)	1	1
令和6年7月24日	まやタクシー株式会社(法人番号6140001016868)代表者城本一伸	兵庫県神戸市長田区本庄町5丁目1番7号	本社	兵庫県神戸市長田区本庄町5丁目1-7	輸送施設の使用停止 (25日車)	道路運送法第27条第3項	令和6年2月29日、法令違反の疑いを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第5項)(2)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項)(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年7月26日	星田交通株式会社(法人番号 4120001147205)代表者埜邊賀代子	大阪府交野市星田5丁目 13番7号	本社	大阪府交野市星田5-13-7	輸送施設の使用停止 (136日車)	道路運送法第27条第3項	令和5年10月25日、同年11月1日及び同年12月20日、法令違反の疑いを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反【未遵守】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第21条第1項(2)点呼の実施義務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第2項)(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下、「運転者に対する指導監督告示」)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)(5)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第38条第1項)(6)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【受診なし】(運輸規則第38条第2項)(7)点検整備関係義務違反【点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)】(運輸規則第45条)(8)補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)	14	14
令和6年7月30日	オリエンタルタクシー株式会社(法人 番号3140001003159)代表者金子健 作	兵庫県神戸市東灘区御影 石町3丁目12番20号	本社	兵庫県神戸市東灘区御影石町3丁目12 番20号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年6月6日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ適切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)	0	0